

## 5 利子収入及び株式譲渡収入がある場合

利子収入がある場合は、金額が確認できる書類をご提出ください。

株式譲渡収入がある場合で、その種類が特定口座の時は特定口座年間取引報告書の写しを、その他の種類の場合は確定申告書及び株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の写しをご提出ください。